

第1回中央職業能力開発促進協議会資料等 (抜粋)

福井労働局職業安定部訓練課

◆◆ 目 次 ◆◆

（１）第1回中央職業能力開発促進協議会資料（抜粋）

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| ・ 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上 | P 1 |
| ・ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施 | P 2 |
| ・ 令和8年度全国職業訓練実計画の策定に向けた方針（案） | P 3 ～ P 5 |
| ・ 令和6年度第2回地域職業能力開発促進協議会【概要】 | P 6 ～ P11 |
| ・ 教育訓練手法の構築・普及促進事業について | P12 ～ P15 |
| ・ 教育訓練給付の指定講座の状況等 | P16 ～ P22 |

（２）令和7年10月新設制度

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・ リ・スキリング等教育訓練支援融資制度 | P23 ～ P24 |
| ・ 教育訓練休暇給付金制度 | P25 ～ P26 |

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和8年度概算要求額 513億円 (577億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	9/10			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

令和6年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

※令和8年度末までの時限措置

- DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）
- 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

※令和8年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする。

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連の機会を拡充する

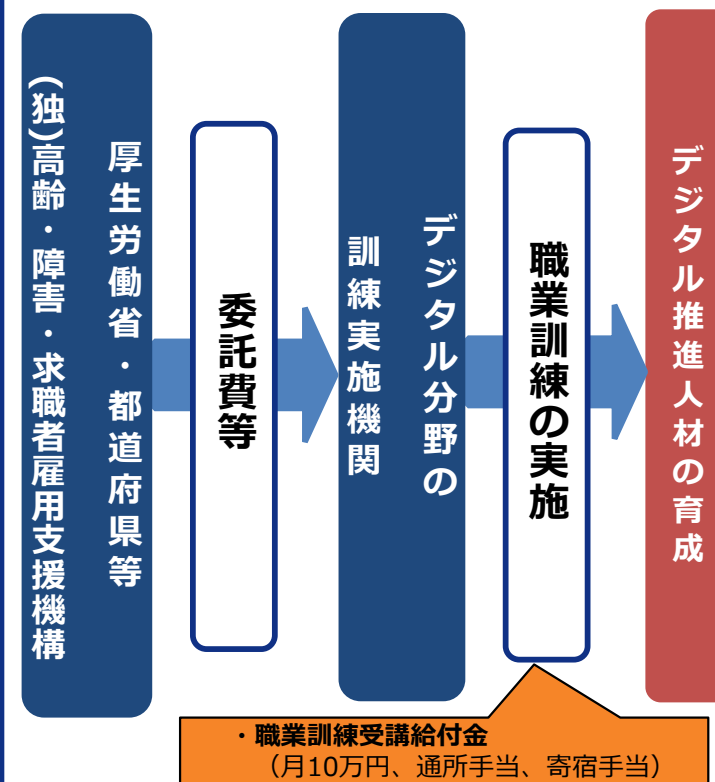
④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。

⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

3 スキーム・実施主体等



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の 本格実施

令和8年度概算要求額 10億円（3.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

（1）本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

（2）職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

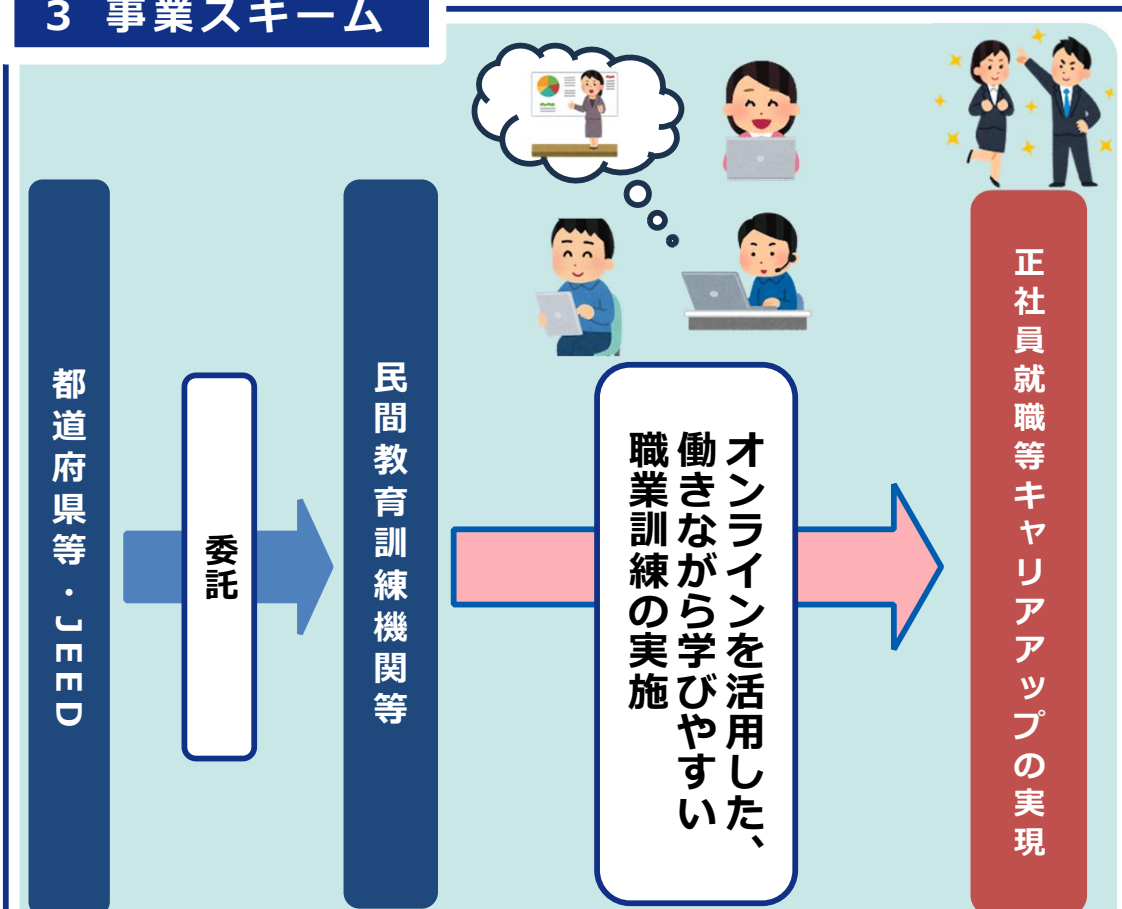
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

（参考）試行事業の実績（令和6年度）：受講者数 554名

3 事業スキーム



令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画の実施方針と取組状況

令和7年度実施計画（実施方針）

課題	実施方針
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。 ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。 ・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野」 「デザイン分野」	・求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。 ・ハローワーク窓口職員の知識の向上。 ・事前説明会や見学会の機会確保。 ・訓練修了者歓迎求人等の確保。 ・事業主等に対して、習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知。
③委託訓練の計画数と実績が乖離している。	・開講時期の柔軟化。 ・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。 ・効果的な周知広報の実施。 ・訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点も踏まえた受講あっせんの強化。
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	・デジタル分野への重点化。 ・一層のコース設定促進。

令和7年度取組状況

委託訓練について、都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼（③への対応含む）。

地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果を全国に情報共有。

ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保等を推進。

訓練部門と求人部門との情報共有による求人開拓、求人充足会議等の活用を通じて、事業主等に対して、訓練受講により習得できるスキル等の訓練効果を周知。

職場情報サイト（jobtag）を活用し、訓練に関する職業の詳細な内容や訓練に関連する求められるスキルのほか、賃金・労働時間のデータ等を踏まえた受講あっせん機能の促進。

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進。

令和8年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況

**応募倍率が低く、
就職率が高い分野**

介護・医療・
福祉分野

【委託訓練】
応募倍率が低下し66.3%。就職率は低下。
【求職者支援訓練】
応募倍率は向上し73.6%。就職率は低下。

**応募倍率が高く、
就職率が低い分野**

IT分野・
デザイン分野

【委託訓練】
・IT分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率は低下、就職率は向上。
【求職者支援訓練】
・IT分野：応募倍率が低下、就職率は向上。
・デザイン分野：応募倍率が上昇、就職率は向上。

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。
令和6年度も同様の傾向。

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。

**非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを
活用した職業訓練の試行実施**（令和6年度～）

評価・分析

応募倍率	両訓練ともに約70%であり、応募倍率の上昇に向け、引き続き 改善の余地 がある。【A】
就職率	依然、 高水準 で推移。

応募倍率	求職者支援訓練におけるデザイン分野を除き、その他の分野では低下しており、引き続き 解消傾向 。
就職率	特にデザイン分野における委託訓練や求職者支援訓練の就職率はそれぞれ68.9%、57.3%であり、就職率の向上に向け、引き続き 改善の余地 がある。【B】【C】【D】

令和8年度の公的職業訓練の実施方針（案）

A 引き続き、介護分野等の理解促進のため、職場見学会等への参加を積極的に勧奨するとともに、訓練の内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**を行う。

また、委託訓練についてはFの措置も併せて実施。

B 本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、ミスマッチ低減のため、引き続き、事前説明会・見学会の機会確保を図る。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。

C 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進する。

D eラーニング等の**オンラインを活用した訓練**を受講する求職者への適切な情報提供、意識付けとともに、**就職支援の充実**を図る。

E 受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。

F 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

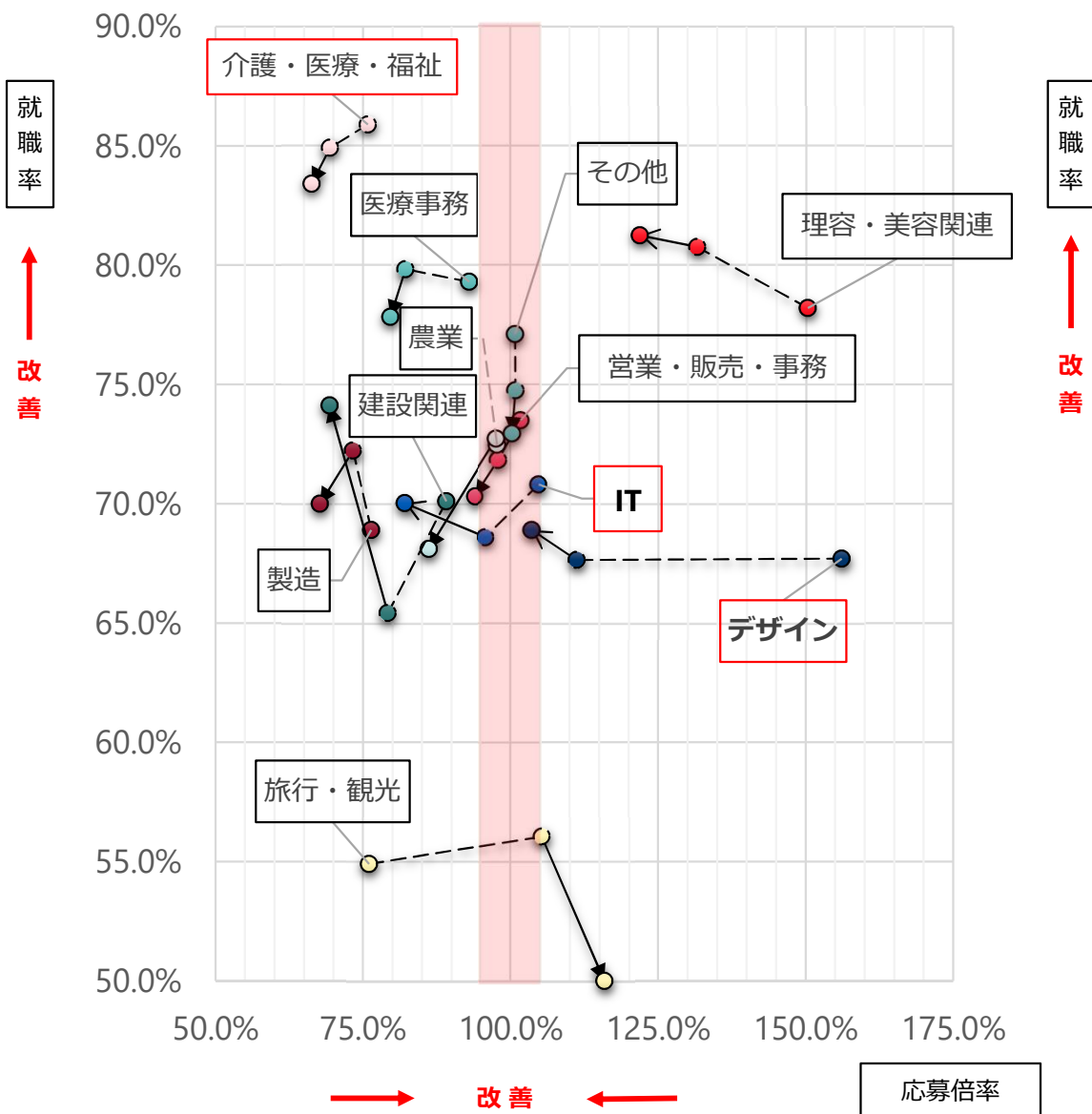
G 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

H 都道府県・JEEDによる**公共職業訓練（委託訓練）**として本格実施。

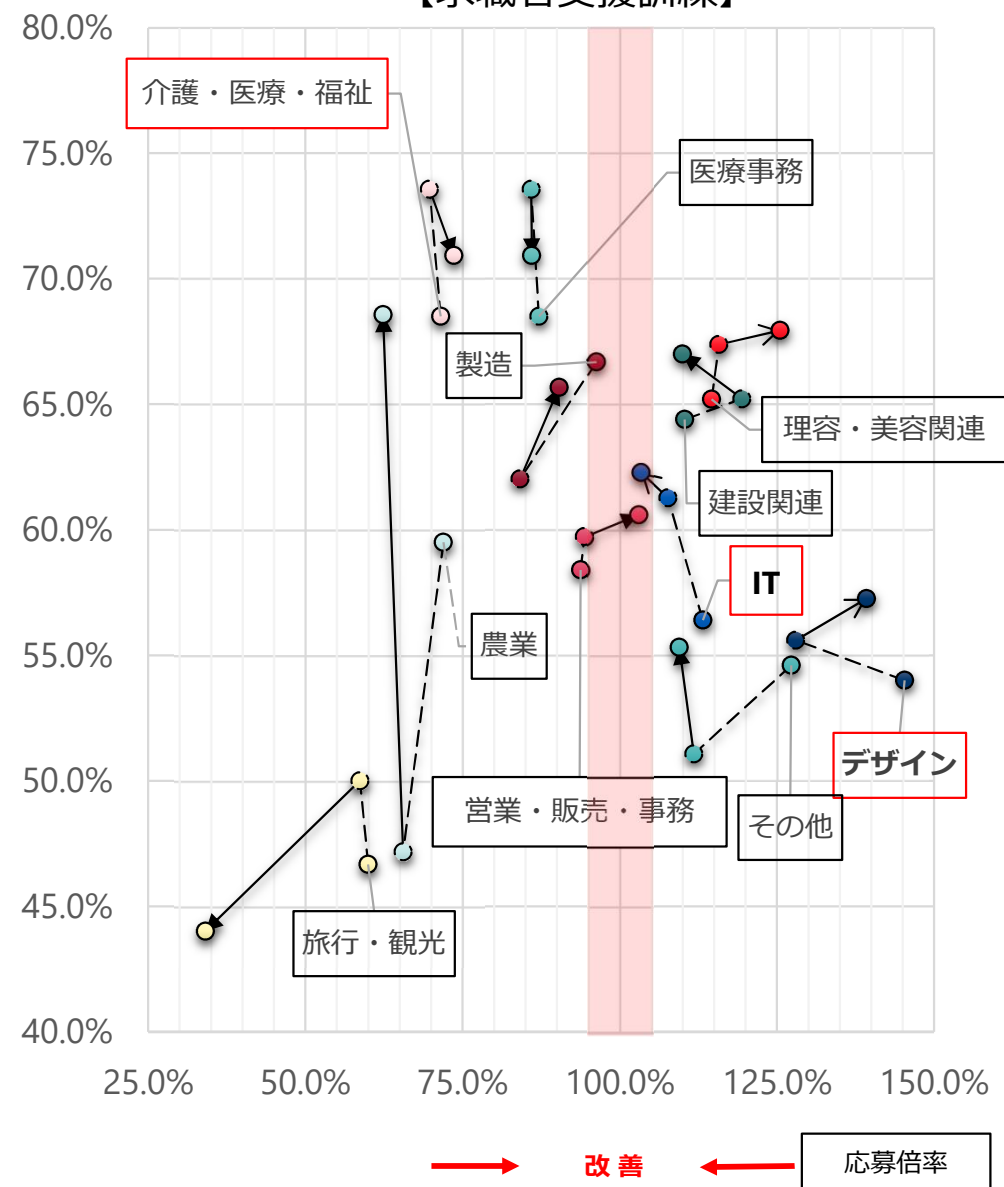
【参考】委託訓練及び求職者支援訓練の応募倍率及び就職率の状況

令和4年度 - - - 令和5年度 → 令和6年度

【委託訓練】



【求職者支援訓練】



※用語の定義は、資料2-1と同様。

令和6年度第2回地域職業能力開発促進協議会【概要】

【開催状況】

令和7年2月から3月にかけて、国と都道府県の共催により、各都道府県において開催。

【主な協議内容】

別添1～4

①令和7年度地域職業訓練実施計画の策定

- ◆ 地域のニーズ、雇用情勢、訓練実績等を踏まえ、令和7年度の公的職業訓練の実施方針、規模等を記載した地域職業訓練実施計画案について協議し、計画を策定
- ◆ 都道府県の計画には、地域におけるリスクリングの推進に関する事業（以下「地域リスクリング推進事業」という）についても引き続き記載

別添1「地域職業能力開発促進協議会のご意見を踏まえた対応及び現在までの取組状況」では、地域職業能力開発促進協議会における各構成員からのご意見を踏まえ、翌年度の地域職業訓練実施計画に対する協議内容の反映や独自の取組等の対応を行った都道府県の取組状況を紹介している。

②公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（※）における効果検証

- ◆ 令和6年度の実施状況等を説明の上、7年度に対象とする職業訓練分野、ヒアリング項目等について意見交換

（※）適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とし、令和5年度から開始しているもの。対象分野等は別添2参照。

③その他の職業能力の開発及び向上の促進に係る取組

- ◆ 地域リスクリング推進事業について意見交換
- ◆ リカレント教育を行う大学、関係機関から、社会人向けの学び直し支援、デジタル分野の教育の場等について説明、関係機関間で情報共有 など

別添3・4参照



令和6年度第2回高知県地域職業能力開発促進協議会

地域職業能力開発促進協議会のご意見を踏まえた対応及び現在までの取組状況

【ご意見】

【協議会での対応】

【現在までの取組状況】

茨城

①県内にはたくさんの訓練実施施設があるが、どれだけの人が認知しているか。ハローワーク利用者だけでなく、多くの人に認知されるようなPRが必要。
②企業が求めているデジタル人材とは、「プログラマー」なのか「システムエンジニア」なのかを把握することが必要である。IT企業に限らず、例えば販売職や介護職であってもITの知識は必要であるから、こういったニーズがあるのか検証が必要。

①周知広報に当たっては、訓練説明会の積極的な開催のほか、ハローワークを利用していない層に対するSNS等を利用した情報発信等に取り組み積極的に対応する方針。
②企業が求めているデジタル人材ニーズについては、令和7年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループでアンケート調査を実施する予定。

①県内の全ての安定所において、募集中の訓練コースについて訓練説明会や個別説明会を開催している。また、SNS（労働局及び各安定所が運用するX、LINE等）や地元ラジオを活用した訓練情報の発信に取り組んでいる。
②公的職業訓練効果検証ワーキンググループの取組として、ヒアリングに加え、企業が求めるデジタル人材のニーズを把握するため、企業へのWebアンケートを実施する。

栃木

介護・医療・福祉分野について、マイナスイメージを払拭するのは難しい。何か検討していることがあればアピールしてはどうか。

介護・医療・福祉分野について、訓練前の見学会、職場体験を通じて、業界の魅力をアピールしていく。

ハローワーク職員向けの研修を実施し、訓練実施施設より訓練内容や資格、業界についての説明を受けることで、職員が訓練の内容だけではなく業界を知り、訓練希望者に魅力をアピールできるようにしている。

長野

介護分野については、職場においてDX化も進んでいることから、訓練内容に反映することはできないか。

DXを介護分野の訓練内容に反映することについては、令和7年度の公的職業訓練効果検証ワーキンググループで検証する。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおいて、介護訓練実施施設に対するヒアリングを実施中。ヒアリング終了後、施設の実況等を踏まえて提案する予定。

高知

重要でない訓練はないことは承知しているが、地域で必要とされる人材の育成を鑑みると、高知県では介護・医療・福祉分野の重要性や緊急性は極めて高く、最優先で考えるべきものであり、全国横並びではなく地域の実情に応じて取り組むべきではないか。

介護・医療・福祉分野の取組について、具体的な取組方針を計画に盛り込むとともに、公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおいて、訓練効果を検証し即戦力で活躍する実例をヒアリングする。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループでの採用企業及び採用者に対するヒアリングについては、ハローワーク窓口での医療福祉分野訓練の周知や受講あっせんに活かすことを目的に、訓練担当職員等によるヒアリングを実施している。

福岡

単にデジタル分野の訓練といわず、その内容を分かりやすく分類しなければ、受講希望者にとって分かりにくく、訓練受講のミスマッチが生じてしまうのではないか。

IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上に取り組むこと等を計画に反映。

公的職業訓練実施施設や訓練内容等の理解促進、適切な訓練誘導を目的に、ハローワーク職員を対象とした訓練実施機関への施設訪問を実施。また、令和7年5月に実施した訓練担当職員を対象とした業務研修において、デジタル分野（webデザイン）の訓練実施者を講師として招聘。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループでの効果検証

効果検証の対象分野

【選定した理由の例】

デジタル分野 19県
IT分野 2県

「岩手県DX推進計画」において「職業能力開発の充実により、産業分野において企業が求めるIT人材を確保すること」を目標として掲げているが、全国的に当該分野の職業訓練は「応募倍率が高く就職率が低い」分野となっていることから、当該分野の訓練カリキュラムが県内産業界のニーズに適しているか検証する必要があるため、この分野を選定。（岩手）

介護・医療・福祉分野
（一部のみを含む。）
18県

少子高齢化の進展により慢性的な人材不足にあることや、限られた労働力の中から、介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保する上で、公的職業訓練に対する期待度も高いことから、この分野を選定。（大阪）

営業・販売・事務分野
（一部のみを含む。）
8県

近年、デジタル化の進展等産業構造の変化が急速に進み、企業から求められる職業スキルの変化がみられる状況を踏まえ、基礎的な訓練コースについてヒアリングを実施し、求人ニーズに即した訓練内容になっているか、訓練修了者の就職率向上にどのような改善が求められているかなどの検証を行うため、この分野を選定。（新潟）

※ 上記の分野のほか、医療事務分野、旅行・観光分野、製造分野、建設関連分野が選定された。

効果検証に当たっての意見

- アンケート形式でもよいと思うが、効果検証を行う場合は、その分野の求人倍率の状況を含めて検証すればよいのではないかと。（青森《デジタル分野》）
- ハローワーク職員の訓練実施機関及び訓練分野の理解度に就職率が大きく関わっていると思われるため、ハローワーク職員の理解度を向上させるとともに、それ以外にも、就職率が低調であることについてどのような課題があるのかを、ハローワーク職員へのヒアリングも行うなどによって検証していくべきではないかと。（宮崎《デジタル分野》）
- 賃金が低く就職に結びつかないところを、ワーキンググループの検証に含めたらどうか。（栃木《介護分野》）
- 介護業界は、入職してみてミスマッチに気付く人も多いが、まずはこの業界での就労意欲を持ってもらうことが肝心なので、アピールの仕方も併せて検証してほしい。また、事業所によって充足の状況に違いがあるのか、あるのであれば、充足率の高い事業所にヒアリングすることによって有益な情報が得られるのではないかと。（神奈川《介護分野》）



愛知局【デジタル人材ニーズ調査の実施】

- ワーキンググループでの検証・分析結果及び協議会での議論を踏まえ、企業の人材ニーズや求める具体的なスキルを把握するための「デジタル人材のニーズ調査」を実施

ニーズ調査実施の経緯

- 令和6年度のワーキンググループにおいて、デジタル分野（Web デザイン分野）を効果検証のテーマとし、訓練修了者へのアンケート調査、訓練実施機関及び企業等のヒアリングを実施。
- アンケート調査等の検証・分析を進める中で、基礎的なデジタルスキルを習得したものの、業界情報や実務経験等の不足等により訓練関連分野への就職が叶わない者が多数散見。
- 分析結果等を令和6年度第1回地域協議会に報告したところ、デジタル分野の訓練修了者が訓練関連職種へ就職するためには、中小企業を始めとする企業の人材ニーズをより詳細に把握する必要があるのではないかと指摘。

ニーズ調査の概要（令和6年度第2回地域協議会へ報告）

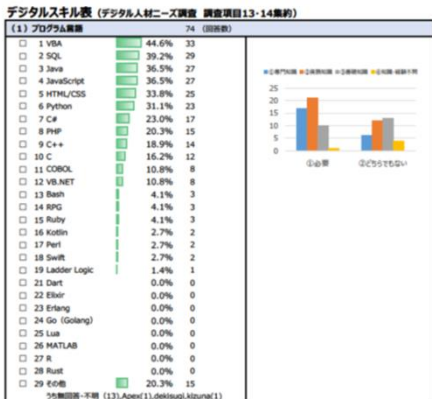
- 調査対象
過去に人材開発支援助成金を申請した事業所 741社（回答率19.3%）
- 主な調査項目
 - ①DX等の必要性及び取組状況等に関する企業の認識
 - ②デジタルスキルを有する人材の確保の状況
 - ③DX等を推進したい業務
 - ④必要とするデジタルスキル及び習得水準

独立行政法人
情報処理推進機構
のDX関連調査を参
考に、愛知県及び
JEEDの意見を踏ま
え設定

主な調査結果

- ① 9割以上の企業がDX等の必要性を認識
- ② 8割以上の企業が人材不足を認識
- ③ DX等を考える業務は「総務関係」「人事関係」「経理関係」などのバックオフィス業務が中心
- ④ 企業が必要とするデジタルスキルの習得水準は、実務知識を有する者を求める割合が高い

調査結果を基に 「デジタルスキル表」 を作成



「デジタルスキル表」を活用

求職者に対して

- 職業相談、訓練コースの選定、訓練受講あっせん前のキャリアコンサルティング等に活用
- 訓練コース選定に当たってのミスマッチを防止し、適切な受講あっせんを実施 等

求人者に対して

- デジタルスキル表により、求人者が求めるデジタルスキルを把握
- 把握した求人をDX推進求人として位置付け、求職者との効果的なマッチングを促進 等

訓練実施機関に対して

- デジタルスキル表により、企業が求めるデジタルスキルを示し、訓練カリキュラムの見直しや改善等を促進
- 訓練コースごとに習得できるスキルの可視化を依頼 等

長崎局【「ハロートレーニング 訓練コース紹介集」の作成】

- 事業所側に訓練内容や訓練生のスキルの認知度が低いこと等を踏まえ、事業所側に訓練施設や訓練生の魅力を伝える材料として、各訓練施設の訓練内容をアピールするための「ハロートレーニング 訓練コース紹介集」を作成

取組の経緯

- 令和5年度からハロートレーニングフェスを開催するなど、職業訓練を知ってもらう機会が増えたものの、特に事業所側に訓練内容や訓練生のスキルの認知度が低いことが課題と認識。
- 認知度が低い理由として、訓練施設から事業所に対するアピール内容が不明確なこと、PR資料が訓練カリキュラムしかなくハローワーク職員が事業所に魅力を伝える材料がないこと等と分析。
- 訓練実施計画にも「求人者に対しては、訓練内容の周知を行い、訓練修了者の習得技能・スキルを活かせる職種等の提案を行うことで求人者の確保を行い訓練修了者の就職先の確保を図る」とされていることを踏まえ、ハローワーク職員等が事業所側に訓練施設や訓練生の魅力を伝える材料として、各訓練施設の訓練内容をアピールする紹介集を作成することとした。

「訓練コース紹介集」の活用例

求人者に対して

- 求人者向けセミナー時に配付し、訓練施設ごとの習得する知識・スキル等をアピール
- 事業所訪問時に、求人内容に応じた訓練生の紹介が可能であることを案内 等

求職者に対して

- 訓練コース選定の際、習得する知識・スキルや訓練生の主な就職職種などを案内 等

訓練実施機関に対して

- 他の訓練施設の訓練内容を把握することで、自施設のカリキュラムの見直しに活用 等

「訓練コース紹介集」の内容等

- 県内のハロートレーニング実施機関の24機関を掲載
- 掲載内容
 - 訓練実績・訓練コース
 - 具体的なコース内容
 - 取得を目指す資格
 - 訓練で習得する知識・スキル
 - 修了後の主な就職職種
 - 事業所へのアピールポイント

長崎県及びJEEDと協力し、令和6年度に訓練を実施した30施設へ、「訓練コース紹介集」への掲載等を働きかけ、結果として、8割の施設を掲載。



● 労働局担当者の声

- 訓練施設を積極的に訪問して顔の見える関係を築くことで、訓練施設が抱えている課題（訓練生の確保・就職率など）を把握することができたため、紹介集のアイデアや作成につながった。

各地域における取組事例【好事例の横展開】

参考

- 令和6年度第1回の当協議会で取り上げた、長崎労働局主催の「ハロートレーニングフェス2024」を参考に、他の労働局（宮城、福島、佐賀）において同様のイベントを開催し、ハロートレーニングを周知



宮城労働局

○「ハロトレまつり」 ～未来を変える職業訓練～

- 令和7年2月1日開催
【会場：ぐりりホール】
- 訓練実施14施設が参加
- 主な内容

- 体験コーナー
- 相談コーナー



さらに！

- 今年度の開催に向けて内容等を強化
 - 「建設VR体験」を追加実施
 - 東北放送ラジオ番組による広報 等



福島労働局

○「ハロトレーニングフェス」 inふくしま

- 令和7年2月8日開催
【会場：ポリテクセンター福島】
- 訓練実施8施設が参加
- 主な内容

- ポリテクセンター見学ツアー
- ハロトレ体験コーナー
- ハロトレ相談コーナー



さらに！

- 「ハロトレーニングフェス」との連動企画として、「ハロトレーニングパネル展」を開催
 - 訓練内容や訓練の様子（写真）を掲示。ハロトレーニングを知ってもらいイベントの参加につなげることを目的として実施。



佐賀労働局

○「学びフェス」 ～体験！ハロトレーニング～

- 令和7年1月8日開催
【会場：メートプラザ佐賀】
- 訓練実施11施設が参加
- 主な内容

- 体験コーナー
- 相談コーナー
- 事業主・求職者向けセミナー



さらに！

- 今年度の開催に向けて周知を強化
 - 労働局で実施する「就職フェア」と学びフェス（ミニ）の同時開催（予定）
 - 佐賀県立生涯学習センターで開催される「まなびいフェスタ」に、周知・広報のためのブースを出展（予定）

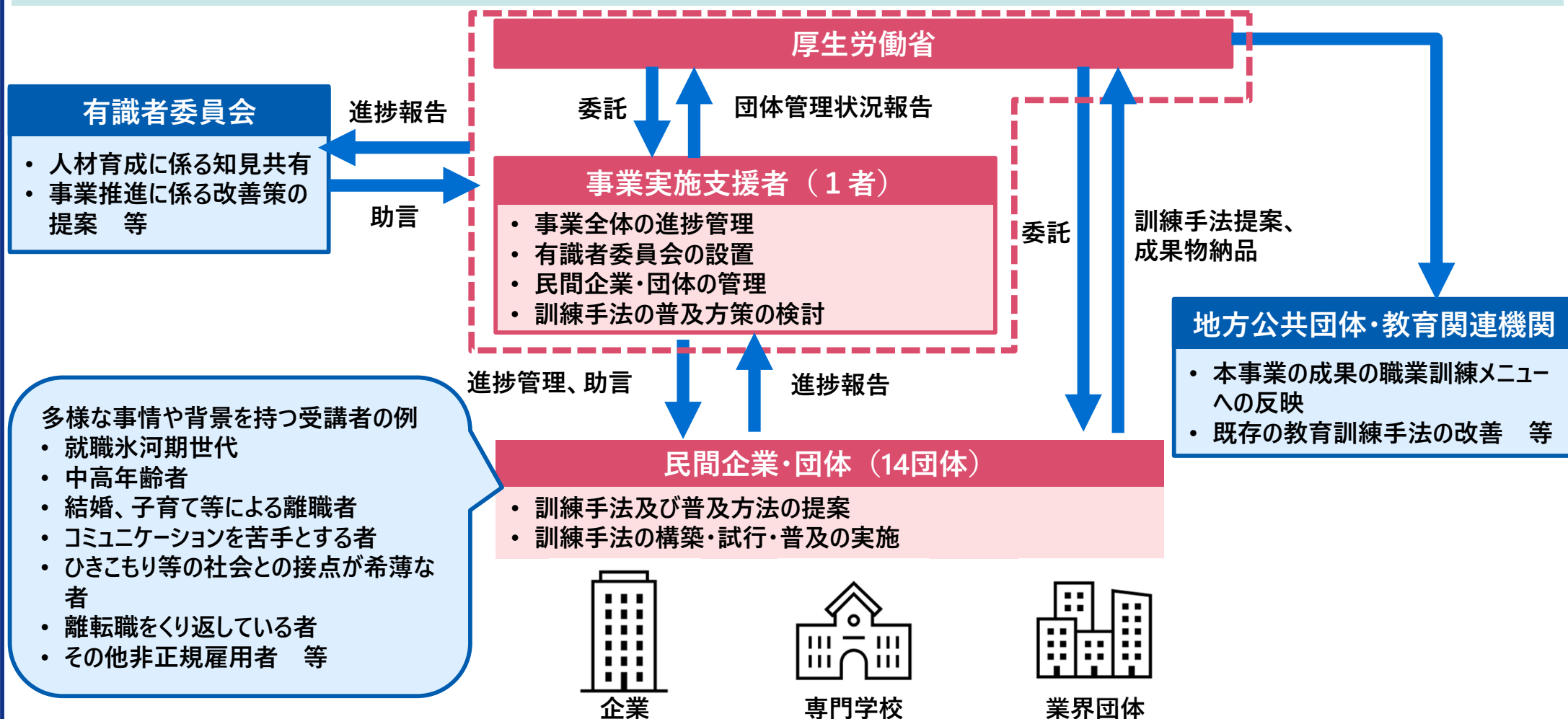


※今年度は、宮崎労働局でも実施予定

教育訓練手法の構築・普及促進事業について(1)

目的・全体像

幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、非正規雇用労働者や就職氷河期世代、中高年労働者など、様々な事情や背景を持つ受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間から募集し、それらの構築から試行まで行わせる委託事業を令和5年度から令和6年度にかけて実施いたしました。



教育訓練手法の構築・普及促進事業について(2)

普及の取組

① 厚生労働省ホームページへ掲載（6月18日）



The screenshot shows a page titled '訓練パッケージの実施結果について' (About the Implementation Results of Training Packages). It contains a table with the following data:

No.	団体名	事業報告書類概要	事業報告書類詳細	非正 常
1	ソフトウェア協会	事業報告書類概要 [935KB]	事業報告書類詳細 [4.7MB]	非正 常
2	学校法人KBC学園 ビューティモード カレッジ	事業報告書類概要 [787KB]	事業報告書類詳細 [2.1MB]	非正 常



・ 掲載ホームページの特徴

他の訓練実施主体が訓練パッケージの企画から実行までを再現できるようにするため、事業報告書のみならず、募集から就職支援に至るまでの実際に使用した作成資料等について交付申請に応じて提供する仕組みを構築。これらを参考資料として訓練実施主体に活用してもらうことを想定。

※ 作成資料等は、各事業で使用したカリキュラム・シラバス、パンフレット・ポスター等の募集関連資料、テキスト及び課題等の訓練関連資料及び就職支援用テキスト等の就職支援関連資料。

② 他団体等への働きかけ（6月26日）

HPに掲載後に事務連絡を発出。職業訓練の厚生労働省委託事業者、高齢・障害・求職者支援機構、職業訓練等の事業委託を行っている地方自治体等への協力を求めたほか、本事業の訓練実施主体に対しても、普及への協力を要請。8月31日時点で、6者からセミナーを開催する予定などリアクションあり。また、2者から作成資料等の交付申請あり、すでに提供済み。

③ 労働市場関係情報に関するポータルサイト（名称未定）への掲載

必要とする者がいつでもアクセスし、活用できるようにするため、令和7年度末に設置予定のポータルサイトへ資料の掲載を調整中。

教育訓練手法の構築・普及促進事業について(3)

個々の訓練パッケージにおける特徴的な取組

本事業の成果としては、団体間の試行訓練の結果を比較した結果も含まれますが、メインとしては、各団体の訓練パッケージを個々に訴求することが有効と考えます。各実施団体の試行で効果を上げた取組については事業報告書等に記載されているため、事業報告書等を中心に普及を図ることで、受講者の特性等も踏まえながら訓練手法検討の参考にしていただくことが可能です。募集、訓練及び就職支援のそれぞれのフェーズにおける各実施団体の特徴的な取組例を一部ご紹介します。

14団体の取組例

団体名	一般社団法人ソフトウェア協会	学校法人KBC学園 ビューティーモードカレッジ	株式会社フォーラムエイト
受講者の特性	離転職が多く、専門性を身に付けられていない方	子育て中の20代～40代女性（シングルマザーを含む）	・育児や、精神的障害による制約を抱えている方 ・引きこもり等、社会との接点が希薄な方
フェーズ	就職支援	募集	就職支援
取組内容	適性検査によるキャリアコンサルティングの効果向上 訓練終了時に適性検査「Hci-AS」を受検した。検査結果を踏まえ、個々人の弱みに当たる部分の対応策について、キャリアコンサルタントがアドバイスをすることで、就職意欲が向上した。 適性検査  キャリアコンサルティング	託児サービスの設置 受講者の多くが、シングルマザーを含む子育て中の女性であり、子育ての都合で訓練受講が難しい場合を想定し、校舎内に保育サポーターを派遣した結果、受講者を確保できた。 	受講者を対象とした業務委託の実施 訓練内容に関連する業務を受講者に対して委託することによって、学習したことを実際に活用して就労できる場を提供した。 
取組効果	就職者数 14名/21名（67%） うち12名が正規雇用	受講者数 33名（目標30名）	業務委託への応募者数 5名

教育訓練手法の構築・普及促進事業について(4)

各実施団体の訓練手法

団体名	訓練手法
一般社団法人ソフトウェア協会	講義は集合形式と訓練生がそれぞれの知識レベルに応じて学習できるe-Learningを併用。訓練会場は、東京と大阪の2拠点をオンラインで接続し、同時に講義。MS-Sharepointを活用し、遠隔での受講者も拠点間の講師等との密なコミュニケーションを可能とした。
学校法人KBC学園ビューティーモードカレッジ	これまでは養成訓練をすべて対面で行ってきたが、エステティシャンとしての基本的理論、技術の取得を目標とし実技を対面学習、全訓練時間の54%の理論学習をeラーニングで行い、受講者の時間的負担を軽減。LMS 管理画面より受講者個々の進捗状況を確認し学習の遅れがある受講生に対して実技授業終了後に補習を実施。
株式会社フォーラムエイト	引きこもり等、社会との接点が希薄な方等を対象に、メタバース・クラウド・AI といった最新情報技術の分野に加え、ドローンを扱う訓練プログラムを実施した。ソフトウェアとハードウェアというITの基本を網羅した内容として、幅広い応用にも対応した実践的な人材育成を目指した。また、メタバースを講義・実習および就業フォローアップのプラットフォームとして活用した。
育て上げネット	引きこもり等、社会との接点が希薄な方等を対象に、メタバース空間を使うことでオンライン上に居場所が生まれ、自然な対話が可能となる。話しかけて良い状態であると“可視化”でき、質問・相談・雑談ができるようになることをめざす。
日本情報技術取引所	離転職を繰り返す者等に対して、受入れが決定した企業向けに企業セミナーを実施し定着に向けた企業側での具体的な取り組みを支援し、職業訓練、就職支援、受け入れ企業支援の三位一体型総合支援パッケージを実施。
株式会社東海道シグマ	プロファイリングシステムを構築し、理解度に応じて各受講者に対しシステムを通じて個別の訓練カリキュラムを提供。
学校法人YIC学院	離転職を繰り返す女性等に対しコミュニケーション等の授業でオンライン対応スキルの向上を実施。また、キャリアに関する授業では地域の子育て支援ネットワークを訓練生に伝えることで、就職の後押しを行った。
株式会社Waris	氷河期世代の対象者の特性にあわせて「今後求められるミドル世代のキャリアのあり方」、「正社員との採用プロセスの違い」等の講義を活用。IT企業でよく用いられるツールを訓練内で利用させ、転職活動や入社後の業務でのITツールへの抵抗感を低減するプログラムを構成。
ヒューマンアカデミー株式会社	既存訓練では、アドビ社におけるデザインソフトを中心とした訓練を実施していたが、Figma、Visual Studio Code、JavaScriptを導入し、プログラミングに関連する知識を習得することで、IT関連への就職の幅を広げた。
中央総合教育サービス株式会社	社内管理者向けに、各科目の演習でAIや独自開発のチェックシートの活用や、DX事例の説明や演習時間のウェイトを高め、実践的習得度の向上を図る。講座は全て対面で実施し、グループワークや「企画書」の作成、プレゼンの機会を設け、受講者同士の情報交換や相乗効果も高める。
株式会社キャリア	中高年齢層のセカンドキャリアのため、離職率の高い介護業界で長期的に活動するために必要なメンタルヘルスとストレスマネジメントのスキルを提供したり、さらにはロボティクス化やICT化を体験し、先駆的な目線で介護業界をとらえ、介護現場の効率化や指導力を発揮する機会を提供。
株式会社穴吹カレッジサービス	ITエンジニアに対して現場リーダーや主任クラス、将来の管理職候補者の育成のための訓練を実施。eラーニングでの知識醸成の後の実務課題に人材育成力・マネジメント力を高めるケーススタディやグループワークを導入しオンラインでも受講者間のコミュニケーションを促す仕組みとした。
日本情報システムユーザー協会	企業内のDX推進の中核人材を担う女性リーダーを育成するため、ビジネスアーキテクトのスキル・知識・考え方を習得させる訓練を実施。訓練中に上司向けのレクチャーや情報交換の場を設定し、所属企業における理解を促進し、女性活躍の下地を作った。
株式会社ウチダ人材開発センタ	IT人材の中堅社員に対しDXを活用した新規ビジネス創造のための訓練を実施。事前学習後にスクーリングを導入し、グループワークを重視して実践的なスキルの習得を促進した。また、訓練前・後に面談を実施し、上長とのキャリアプラン共有を強化した。

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 福井労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・ 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・ 受講費用の40%（上限20万円） ・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・ 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,300 講座	1,188 講座	12,352 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔 民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等 〕

（注）講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

令和6年10月申請に向けた都道府県労働局及び本省による指定申請勧奨の取組

- 都道府県労働局及び厚生労働省本省において、教育訓練施設や業界団体の訪問や、SNS等を通じ、講座指定申請勧奨を実施

<都道府県労働局による取組>

➤ 労働局職員が訪問等により講座指定申請勧奨を行った訓練施設等 ※一部重複あり

- ・ 専門学校等 14局
【岩手、秋田、神奈川、石川、山梨、長野、静岡、愛知、滋賀、山口、高知、福岡、佐賀、大分】
 - ・ 指定自動車教習所 12局
【青森、千葉、山梨、長野、滋賀、奈良、広島、山口、香川、愛媛、福岡、長崎】
 - ・ デジタル関係 9局【岩手、山形、新潟、石川、福井、三重、鳥取、山口、長崎】
 - ・ 大学関係 9局【山形、福島、石川、岐阜、静岡、滋賀、高知、佐賀、長崎】
 - ・ 介護関係 7局【宮城、山梨、長野、滋賀、山口、徳島、香川】
 - ・ 看護・医療関係 3局【青森、秋田、山口】
 - ・ 無人航空機操縦士（ドローン） 3局【岩手、長野、佐賀】
- ※その他にハロートレーニング実施施設、日本語教員養成機関、技能講習関係 等

➤ その他

- ・ 労働局に来訪する教育訓練施設等への制度周知
- ・ 地域協議会構成員を通じた制度周知
- ・ 経営者団体を通じた制度周知
- ・ 労働局のHPやSNSによる制度周知

<厚生労働省本省による取組>

➤ 業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

- ・ 指定自動車教習所（約1,300校）
- ・ （建設車輛関係）登録教習機関（約200機関）
- ・ デジタル等各種資格認定団体（約30団体）
- ・ 介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）
- ・ 無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校）
＜国交省と連携＞
- ・ 大学等（約1,200校） ＜文科省と連携＞ 等

➤ 関係省庁や業界団体主催の会議等

- ・ 大学等向けリカレント教育説明会（約300校）
＜文科省と連携＞
- ・ マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込）
＜経産省と連携＞
- ・ 日本語教員養成機関向け説明会（約550機関）
＜文科省と連携＞
- ・ （一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

➤ その他

講座指定のメリットを強調したリーフレットや、申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用し、SNS等による周知広報を令和6年8～9月にかけて集中的に実施（参考：X閲覧数約10万件 ※令和6年9月3日時点）

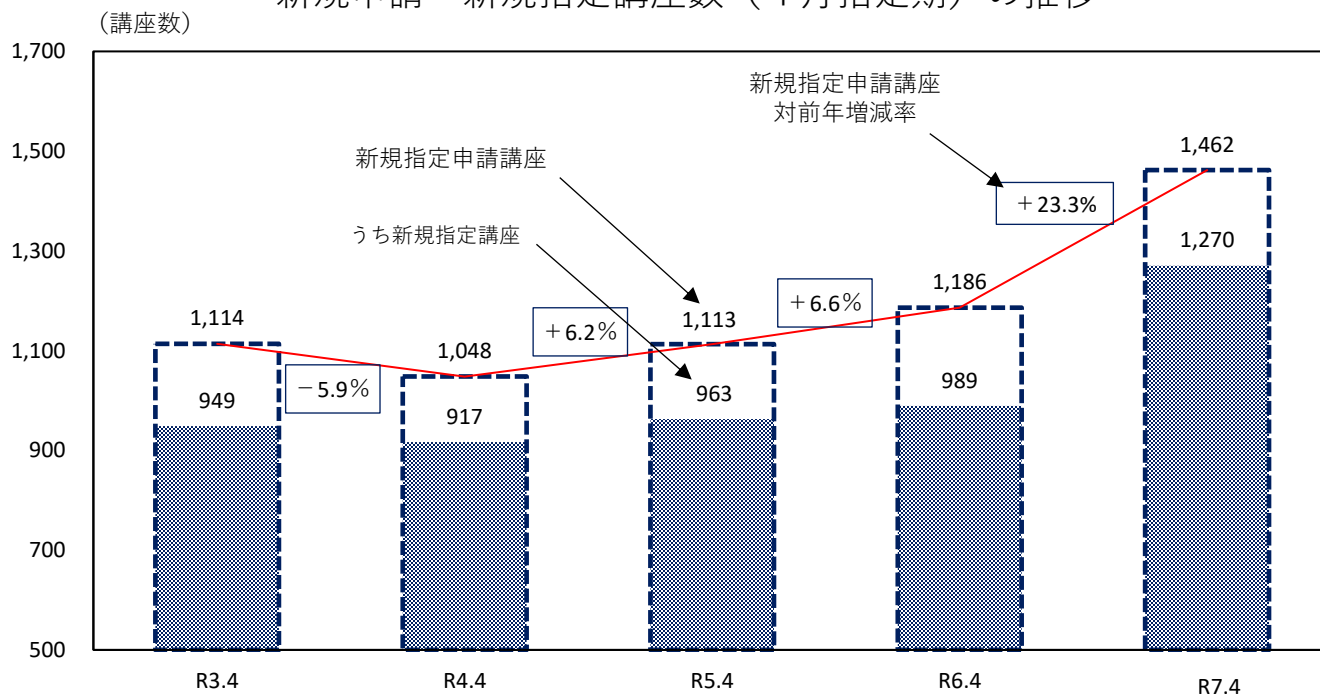
新規指定申請講座数・新規指定講座数の推移

- 令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（令和6年2～3月）以降、協議事項に「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を追加。以降、地域職業能力開発促進協議会の議論の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等を対象に指定講座の拡大を図るため、令和6年10月申請期に向けて講座指定申請勧奨や制度周知を実施。

※講座指定申請は年2回（4月及び10月）。10月申請は翌年4月指定、4月申請は10月指定。

- 令和7年4月指定期の新規指定申請講座数及び新規指定講座数を見ると過去5年間で最大となっている。

新規申請・新規指定講座数（4月指定期）の推移



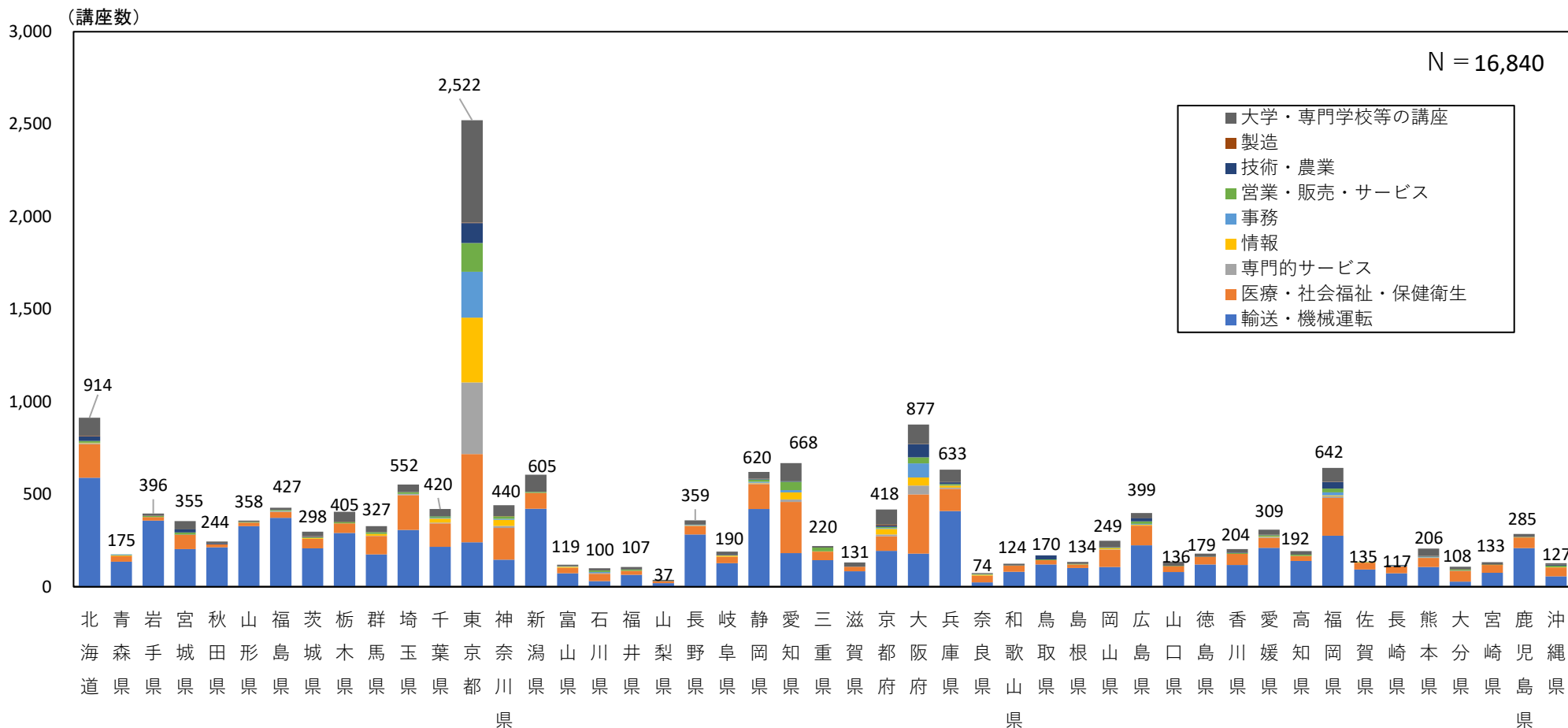
(指定講座全体数)

	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1
指定講座数 (4. 1時点)	14,060	14,562	14,997	15,722	16,577

- 19 -

指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和7年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2500講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。
- 分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

福井県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和7年10月1日時点）

		全国				福井県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2641	－	205	2436	17	－	3	14
	中型自動車第一種免許	1887	－	110	1777	27	－	0	27
	準中型自動車第一種免許	926	－	61	865	1	－	0	1
	大型特殊自動車免許	704	－	35	669	8	－	1	7
	大型自動車第二種免許	631	－	59	572	1	－	1	0
	フォークリフト運転技能講習	317	－	6	311	1	－	0	1
	けん引免許	387	－	19	368	1	－	0	1
	無人航空機操縦士	299	－	28	271	0	－	0	0
	その他	856	－	48	808	9	－	0	9
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	－	－	6	0	－	－	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1332	288	15	1029	10	9	1	0
	介護支援専門員	309	－	254	55	0	－	0	0
	喀痰吸引等研修修了	74	－	24	50	0	－	0	0
	介護職員初任者研修	288	－	79	209	3	－	1	2
	看護師	349	328	0	21	1	1	0	0
	特定行為研修	380	－	131	249	0	－	0	0
	社会福祉士	173	137	6	30	0	0	0	0
	保育士	123	111	2	10	2	2	0	0
	精神保健福祉士	119	96	0	23	0	0	0	0
	歯科衛生士	123	119	0	4	1	1	0	0
	その他	596	452	8	136	4	3	1	0
専門的サービス関係	税理士	202	－	0	202	0	－	0	0
	社会保険労務士試験	110	－	2	108	0	－	0	0
	行政書士	40	－	0	40	0	－	0	0
	その他	174	22	0	152	0	0	0	0
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	－	－	75	0	－	－	0
	CAD利用技術者試験	20	－	－	20	0	－	－	0
	Webクリエイター能力認定試験	45	－	－	45	0	－	－	0
	第四次産業革命スキル習得講座	301	301	－	－	0	0	－	－
	その他	149	13	10	126	0	0	0	0

福井県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和7年10月1日時点）

		全国				福井県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
事務関係	TOEIC	140	—	—	140	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	67	—	—	67	0	—	—	0
	中国語検定試験	30	—	—	30	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	登録日本語教員	31	—	26	5	0	—	0	0
	日本語教員	28	—	—	28	0	—	—	0
	その他	98	—	—	98	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	105	—	4	101	0	—	0	0
	その他	386	317	0	69	7	7	0	0
製造関係	計	31	11	0	20	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	68	1	0	67	0	0	0	0
	建築施工管理技術検定	56	—	0	56	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	167	31	3	133	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	761	—	—	761	5	—	—	5
	キャリア形成促進プログラム	7	6	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	688	688	—	—	8	8	—	—
	職業実践力育成プログラム	283	231	52	—	0	0	0	—
	専門職大学院	144	142	—	2	1	1	—	0
	科目等履修生	14	—	—	14	0	—	—	0
	履修証明	35	—	—	35	0	—	—	0
	その他	6	6	0	—	0	0	0	—

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」 のご案内

制度を活用し、生活面の不安なく教育訓練を受けませんか？

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」は、スキルアップ等を目指す方々を支援するため、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資する制度です！

融資内容

ハローワークで貸し付け要件の確認などの手続き後、別途、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸し付けの手続きが必要です。**その結果、融資を受けられないもしくは融資額が減額となる場合があります。**

	融資額	
教育訓練費用	年収200万円以上の方	年額最大120万円×最長2年間
	年収200万円未満の方※または離職者	年額最大120万円×最長1年間
	融資対象費用：入学金、授業料の他、実習費、受験費用、学用品（パソコン、タブレット等）代 等 （融資申込時点で支払済の費用は、領収書等で支払いが確認できる受験費用のみが融資対象）	
生活費	年収200万円以上の方	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長24か月）
	年収200万円未満の方※または離職者	月額最大10万円×受講予定訓練月数（最長12か月）

※収入証明がない方も含みます。

- ・ 融資利率は年2.0%の固定金利（信用保証料0.5%を含む）。元金と利息の返済が遅れたら、遅延している元金に対し年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。
- ・ 担保および保証人は不要（ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が必要）です。
- ・ 3か月毎にハローワークで職業相談を受ける必要があります。

貸付方法

- ・ 教育訓練費用：入学金、授業料等の教育訓練機関に支払いが必要な費用は、労働金庫より教育訓練機関に直接振り込みます。その他は本人の口座（労働金庫の口座に限ります。労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。生活費においても同じ。）へ振り込みます。
- ・ 生活費：3か月毎に、3か月分を上限に本人の口座に振り込みます。

返済方法

- ・ 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- ・ 訓練終了月の1年後の末日までは元金据置期間として、利息のみの返済となります。
- ・ 基本的に、利息の支払いは訓練期間中に始まります。
- ・ 元金据置期間終了後から10年以内に元利均等払いにより返済します（最終弁済時の年齢は76歳未満）。
- ・ 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

さらに！

一定の要件を満たした場合、**融資額の返済が一部免除**されます。

具体的な手続きは、お近くのハローワークにご相談ください！

（全国のハローワーク）



（制度ホームページ）



利用条件及び一部返済免除の概要などは裏面をご覧ください。



融資を受けるには、 条件を満たす方が対象の教育訓練を受講することが必要です。

融資を利用できる方の主な条件

- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- 過去に3年以上の就業経験があること
- キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- 融資申込時に18歳以上、融資開始時に66歳未満であること 等

融資の対象となる教育訓練

- 訓練期間が1か月以上4年以内のもの（融資期間は、訓練期間のうち訓練開始から最大2年間）
- 以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校または各種学校が提供する教育訓練
 - ・ 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を実施している法人等が提供する教育訓練
 - ・ 求職者支援訓練または公共職業訓練等

返済の一部免除

以下の要件を満たしたことをハローワークが確認した場合、当該日の債務残高の一部を「免除割合」のとおり免除します。

- ・ 融資申込時点での融資対象者本人の年収が500万円未満であること
- ・ 求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・ 訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・ 訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

免除割合	賃金が5%以上上昇した時	残債務の30%（上限額は100万円）
	賃金が10%以上上昇した時	残債務の50%（上限額は150万円）

以下の事項にご注意ください

- ◆ この制度は利息を含めて返済が必要になります。融資を受ける額は、将来返済が可能であり、真に必要な額としてください。利息の返済は教育訓練受講中に必要になる場合があります。
- ◆ 労働金庫で行う金融機関としての審査の結果、貸し付けを受けられない場合があります。
- ◆ 訓練を途中で辞めた場合、速やかにハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。
- ◆ 申請書類の虚偽記載による貸し付けの不正利用が発覚等した場合、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますのでご注意ください。
- ◆ 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。
- ◆ 返済免除額のうち、生活費にかかる額は一時所得として所得税の課税対象となるため、一定金額以上の生活費用の返済の免除を受けた場合、確定申告の手続きが必要となります。

スキルアップやリ・スキリングに
取り組もうとする皆さまへ

従業員の教育訓練や資格取得
を応援する事業主の皆さまへ

教育訓練

休暇給付金

って



労働者[※]が離職することなく、**教育訓練に専念する**ため
自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、
休暇期間中の生活費を保障する制度です。

※雇用保険の一般被保険者

活用例 教育訓練休暇給付金の活用事例を紹介しますが、これ以外にも様々な活用方法がございます。

活用例①



外国企業とコミュニケーションが必要となる部署への異動を希望し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

活用例②



IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

「教育訓練休暇給付金」の概要

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇 ※以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。

- 1 就業規則や労働協約等に規定された**休暇制度に基づく休暇**
- 2 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する**30日以上連続した無給の休暇**
- 3 次に定める**教育訓練等を受けるための休暇**
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練等
 - ・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの（司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等）



給付日数・支給額のイメージ

給付日数

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

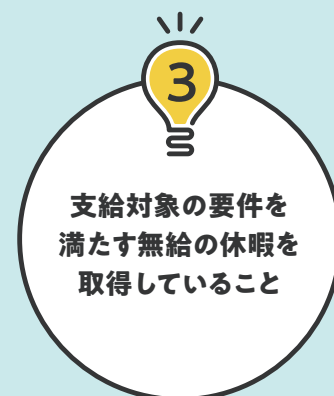
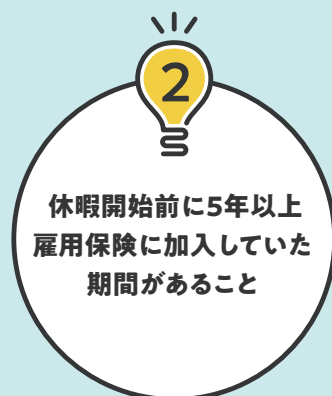
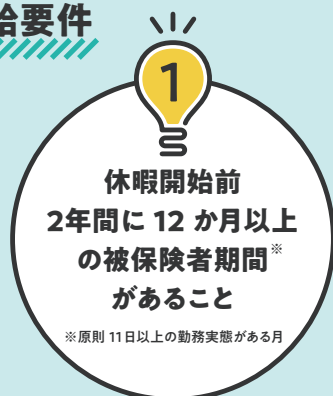
支給額のイメージ

額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

主な支給要件



注意

- ・教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません（ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません）。
- ・別途詳細な条件がございます。

事業主の皆さまへ
お願い

給付金を受けるのは労働者本人ですが、必要書類をハローワークに提出するなど
手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。

注意

- 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
- なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」（パンフレット）
及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

